

権利関係② 請負

○×式確認問題 【解答・解説】

- × 請負契約において、仕事の完成までであれば、請負人はいつでも損害を賠償して、契約を解除することができる。
注文者ができる。請負人はできない
- × 請負契約において、仕事の完成と報酬の支払いは同時履行の関係にあるが、目的物の引渡しと報酬の支払いは同時履行の関係にない。
記述が逆である。仕事の完成と報酬の支払いは同時履行の関係にないが、目的物の引渡しと報酬の支払いは同時履行の関係にある
- × 注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったときは、請負人は、すでにした仕事の結果のうち、注文者が利益を受けるときは、その部分を完成とみなし、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができない。注文者の責めに帰すべき事由で完成できない場合であるから、
注文者の利益に応じて報酬請求はできる
- × 注文者は、引き渡された目的物が種類又は品質に関して、契約内容に適合しない場合には、請負人に対して、常に損害賠償を請求することができる。
その不適合が、契約や取引上の社会通念に照らし、請負人の責めに帰すべき事由がない場合には損害賠償の請求はできない
- × 住宅の新築工事の請負人の瑕疵担保責任は、住宅の完成のときから10年間とされる。
完成から10年間ではなく、引渡しから10年間である。起算日に注意すること